

## 入札・契約制度の改正について（概要）

- 下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせいたします。

### 工事（業務）費等積算内訳書の提出義務付け

- 入札における不正行為及び無積算業者の排除を目的として、入札時に提出していただいている工事費等内訳書に加え、開札の結果、落札候補者となった者に対し、「工事（業務）費等積算内訳書（入札価格確認書）」の提出を義務付けします。

#### ◆ 工事（業務）費等積算内訳書（入札価格確認書）の取扱い

工事（業務）費等積算内訳書（入札価格確認書）は、入札時に提出していただいている工事費等内訳書（設計総括表）とは異なり、入札告示の際に示した工事設計書（見積参考）の全ての項目について積算金額等を明らかにしたものとします。

工事（業務）費等積算内訳書（入札価格確認書）を確認した結果、入札が適正な積算に基づいて行われていないと確認された場合は、当該入札を無効とします。

【提出義務者】 落札候補者

【提出期限】 開札日の翌日まで

【提出様式】 札幌市交通局が告示した工事（業務）設計書（見積参考）のとおり

【提出内容】 札幌市交通局が告示した工事（業務）設計書（見積参考）に記載されている全ての項目についての積算金額

【その他】 「工事費等積算内訳書」（入札価格確認書）の内容に不備等があるときは、事情聴取等を行う場合があります。調査の結果、適正な積算に基づいて行われていないことが確認された入札は、無効とします。

#### ※重要

入札時に提出していただいている「工事費等内訳書」（設計総括表）の取り扱いについては変更ありませんので、**入札に参加する全ての方は、これまでと同様に「工事費等内訳書」（設計総括表）を入札時に必ず御提出ください。**

- 適用年月日

平成23年6月3日以後に告示を行う工事等から適用します。

- **お問合せ先** 札幌市交通局事業管理部総務課契約係

電話 896-2709